

**ふれあい福祉相談**

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター  
☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
◎一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
◎自立支援・家計相談		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
◎障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
◎女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	

◇奇数月は司法書士が応相談。

◎電話による相談も可。

\*法律相談は予約制。月初めから受付。  
無料での相談は一人1回です。**障害者虐待防止相談**

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ 竹原市障害者虐待防止センター  
☎ 24-6007**人権相談**

差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する相談を受け付けます。

日時 9月21日（水） 9時～12時

場所 人権センター

問い合わせ 東広島竹原人権擁護委員協議会  
☎ 082-423-7752**高齢者総合相談・介護家族相談**

相談内容	曜日	時間
高齢者総合相談	月～金	8:30～17:00 (土・日曜日は、要望により対応)
介護家族相談会	偶数月の 第3火曜日	13:30～15:00

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

**出張年金相談**

日時 9月14日（水）10時～15時30分

場所 福祉会館2階会議室

※相談は予約制です。

※9月12日（月）12時までに要申し込み。

申し込み・問い合わせ 呉年金事務所

☎ 0823-22-1691

**県民相談**

行政関係相談、交通事故に関する相談、相続や離婚など家族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。

日時 第2木曜日

10時～12時、13時～16時

場所 広島県東広島庁舎1階

(東広島市西条昭和町13-10)

問い合わせ 西部地域県民相談室東広島支所

☎ 082-422-6911

**行政相談**

国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ

行政相談委員 黒崎 耕二（忠海中町）☎ 26-0607

**消費生活相談室便り**

～光回線の契約は慎重に！ 電気通信事業法の一部が改正されました～

**〈相談内容〉**

「通信料が安くなるサービスがある」と電話があり、利用している大手通信会社の新しいプランだと思い込み電話で言われるままにパソコンを操作し手続きをした。その後書類が届いたが、聞いたことがない事業社名だったので不審に思い返送しなかった。ところが「ご契約ありがとうございます」というメッセージがメールで届き、光回線とプロバイダ契約が変更になっている事に気付いた。元に戻したいが、どうすればよいか。

**〈アドバイス〉**

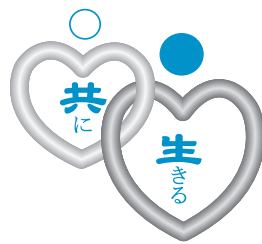
このところ、電話勧誘による新たな光回線の契約で、利用料が高くなった、以前のメールアドレスが使えない、などのトラブルが相次いでいます。

平成27年2月からNTT東西が所有する光回

線を他社に卸売りが可能になり、これを機に独自のサービスを提供、販売する事業者が増えたことが主な原因と思われます。

このような電気通信サービスの契約においては、電話とパソコンのやり取りによる申し込みも可能だったため、契約内容がよくわからないといった苦情も見られましたが、今年5月21日から法律改正により、契約書の交付が義務付けられています。また、契約書受け取り後8日以内であれば初期契約解除制度による契約解除が可能になりました。ただし、クーリングオフと違い無条件解約ではないため、工事費や事務手数料などの請求を受けることもあり、注意が必要です。

**相談窓口** おかしいな、困ったなと思ったら、消費生活相談室にご相談ください。☎ 22-6965



## 「人権」って何だろう

権)も保障されています。

「何だかややくしくて難しい」と思っています。「人権」は決して難しいものではありません。人がかけがえのない存在として、自分らしく幸福に生きていくために欠かすことのできない権利が「人権」です。

### 「人権」を守ろう

人は人として生まれた時から基本的人権が保障されています。

私たちは毎日の生活の中で、「二人ひとりの人権を大切にしよう」、「女性や子どもの人権を守ろう」、「人権侵害は許さない」など、「人権」ということばをしばしば目にしたり聞いたりします。では、「人権」って、一体何なのでしょう？

日本国憲法では、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として保障されています。

特に私たちの生活に関わりの深い権利として、自由に生きる権利(自由権)、差別されない権利(平等権)、人間らしく生きる権利(社会権)が人権として保障され、また、人権を守るために、選挙権や被選挙権等(参政権)や裁判を受ける権利等(請求

その際に最優先するべきものが「人権」です。

誰もが「人権」を尊重するようになれば、豊かで暮らしやすい社会が実現するのではないのでしょうか。

### ご相談ください！

人権センターでは専門の相談員を中心に、人権相談や生活相談、DV等のあらゆる相談に応じています。

昨年度は888件の相談があり、そのうち人権に関わる相談は434件ありました。特に近

年ではDV相談が増加しています。

DVは身体的暴力だけが該当するわけではありません。精神的暴力・性的暴力・経済的暴力もDVに該当します。暴力は相手に恐怖と不安を与え、行動を束縛します。自信を失わせ、支配と服従の関係に追いこんでしまう犯罪行為です。人は暴力的な環境や差別的な環境の中で豊かに生きることができません。

全ての人が共に人権を尊重し、安心・安全の中で生活で

きる権利を持っています。

一人で悩まず、人権センターに気軽ににご相談ください。秘密は厳守します。

### 問い合わせ

人権センター  
☎ 22-3726



### 次の内容は全て暴力(DV)です

#### 身体的暴力

- ・殴る、蹴る
- ・物を投げる、物で叩く
- ・刃物を突き付けたりする など

#### 精神的暴力

- ・無視する
- ・交友関係や電話を細かく監視する
- ・さげすむ、ののしる など

#### 性的暴力

- ・性行為を強要する
- ・避妊に協力しない
- ・見たくない雑誌を見せる など

#### 経済的暴力

- ・生活費を渡さない
- ・支出を細かく監視する
- ・外で働くことを妨げる など

### 「第2回 人権啓発講座」を開催します！

日時 9月28日(水)

18:30～20:00

場所 人権センター 会議室

演題 部落問題と私

講師 部落解放同盟福山市協議会女性部副部長  
平賀 悦子さん

問い合わせ

人権センター ☎ 22-3726